

産前産後期間の国民年金保険料免除

平成31年（2019年）の4月から、ついに「国民年金保険料での産前産後期間の免除制度」が施行されることになりました。

免除期間 出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(以下「産前産後期間」といいます。)の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。



国民年金保険料免除期間の一覧表

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
免除スタート										
なし										
単胎				←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
多胎				←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
1月	♥			←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
2月		♥		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
3月			♥	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
4月				♥	←→	←→	←→	←→	←→	←→
5月					♥	←→	←→	←→	←→	←→
6月						♥	←→	←→	←→	←→
7月							♥	←→	←→	←→
8月								♥	←→	←→
9月									♥	←→
10月										♥

ご自身の出産予定月を基本として、いつからいつまでが免除期間になるのかパッと一目でわかる一覧表を用意しました。

※ 2019年4月から施行なので、2019年2月出生の人から免除期間が対象になります。しかし、2月出生の人でも、届け出を提出できるのは4月1日以降ですので注意してください。

厚生年金保険では平成26年(2014年)4月から始まっていた「産前産後休業期間中の保険料免除制度」。
国民年金保険料での免除制度のスタートはいつになるのか、ずっと待たれていた人も多いと思います。

申し込み方法

施行日である2019年4月以降に提出が可能です。

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、お住いの市役所や区役所、町村役場の国民年金担当窓口へ申請書を提出してください。

※ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。

出産前の場合、出産予定日を明らかにすることができる書類を添えて届出を行うこととされていますので、母子健康手帳などを忘れずに持参しましょう。



また、出産日以降に届出手続きを行う場合は、出産日は市区町村で確認できるため証明書類は原則不要です。

ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要になります。

この制度は、届出が必要なので、届出ない場合には対象になりません。対象になる人は、忘れないように届出をしてください。



忘れずに手続きを
しましょう。

平成31年4月から日本年金機構ホームページから届出用紙をダウンロードすることができるようになる予定です。